

法務省民商第717号
平成14年3月25日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

弁護士法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

弁護士法の一部を改正する法律（平成13年法律第41号。以下「改正法」という。）が平成13年6月8日に、弁護士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成13年政令第253号。以下「整備政令」という。）が同年7月26日に公布され、いずれも本年4月1日から施行されることとされたので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の弁護士法（昭和24年法律第205号）を、「組登令」とあるのは整備政令による改正後の組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）をいいます。

記

第1 弁護士法人

1 弁護士法人の定義

弁護士法人とは、法第3条に規定する業務を行うことを目的として弁護士が設立した法人をいうものとされた（法第30条の2）。

2 弁護士法人の定款

- (1) 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士が定款を定め、当該定款について公証人の認証を受けなければならないこととされた（法第30条の8第1項、第2項、商法（明治32年法律第48号）第167条）。
- (2) 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないこととされた（法第30条の8第3項）。

ア 目的

イ 名称

ウ 法律事務所の所在地

エ 所属弁護士会

オ 社員の氏名、住所及び所属弁護士会

カ 社員の出資に関する事項

キ 業務の執行に関する事項

- (3) 弁護士法人の定款を変更するには、総社員の同意を要することとされた（法第30条の27第3項、商法第72条）。

3 弁護士法人の業務

弁護士法人は、法第3条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができることとされた（法第30条の5）。

4 名称使用制限

弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならないこととされた（法第30条の3）。

また、弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならないこととされた（法第74条第3項）。

5 業務の執行及び法人の代表

(1) 業務の執行及び法人の代表

ア 弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこととされた（法第30条の12）。

イ 弁護士法人の業務執行社員は、各自弁護士法人を代表するが、定款又は総社員の同意によって業務執行社員中特に弁護士法人を代表すべき者を定め、又は数人の社員が共同して弁護士法人を代表すべき旨を定めることができることとされた（法第30条の13、第30条の27第4項、商法第77条第1項）。

(2) 指定社員制度

弁護士法人は、特定の事件について、業務を担当する社員を指定することができ、当該指定がされた事件（以下「指定事件」という。）については、指定を受けた社員（以下「指定社員」という。）のみが業務を執行し、かつ、弁護士法人を代表することとされた（法第30条の14第1項から第3項まで）。この場合においては、指定社員の指定による他の社員の代表権の制限をもって善意の第三者に対抗することはできないこととされた（法第30条の27第4項、商法78条第2項、民法（明治29年法律第89号）第54条）。

第2 弁護士法人の登記

1 弁護士法人の登記

弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならないこととされた（法第30条の7第1項）。弁護士法人の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、組登令の定めるところによる（組登令第1条、別表一）。

弁護士法人が登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、第三者に対抗することができないこととされた（法第30条の7第2項）。

弁護士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立することとされた（法第30条の9）。

2 登記すべき事項

弁護士法人は、組登令第2条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次の事項を登記しなければならないこととされた（組登令第2条第6号、別表一）。

なお、弁護士法人の事務所も、法律事務所と称することとされた（法第30条の20、第20条第1項）が、弁護士法人の登記においては、これを事務所（組登令第2条第3号）として登記する。

- (1) 社員（弁護士法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所
- (2) 共同代表の定めがあるときは、その定め

3 添付書面

弁護士法人の登記の申請書に添付すべき書面に関して、特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 弁護士であることを証する書面

弁護士法人の社員は、弁護士でなければならないこととされた（法第30条の4第1項）。

このため、設立の登記の場合における代表権を有する者の資格を証する書面（組登令第16条第1項）の一部として、その者が弁護士であることを証する書面を添付しなければならない。弁護士法人を代表すべき社員以外の社員がある場合における当該社員に関する事項を証する書面（組登令第16条第2項、別表一）並びに代表権を有する者の就任及び弁護士法人を代表すべき社員以外の社員の入社による変更の登記の場合における当該変更を証する書面（組登令第17条第1項本文）に関しても、同様である。

なお、日本弁護士連合会会長が発行する弁護士法人の社員となる資格証明書（別紙参照）は、この書面に該当する。

(2) 社員の氏、名又は住所の変更の登記

弁護士法人を代表すべき社員以外の社員の氏、名又は住所の変更の登記の申請書には、代表権を有する者についてのこれらの変更の登記を申請する場合（組登令第17条第1項ただし書）と同様、当該変更を証する書面の添付を要しないこととされた（組登令第26条第5項）。

(3) 合併の登記

弁護士法人が合併する場合には、債権者に対して異議があれば1月を下らない一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報をもって公告し、かつ、知っている債権者に対して各別に催告しなければならないこととされた（法第30条の27第6項、商法第100条第1項）。

弁護士法人の合併による変更又は設立の登記の申請書には、当該公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない（組登令第19条第2項、第20条）。

(4) 繙続の登記

弁護士法人は、法第30条の22第1項に掲げる理由により解散するが、

社員の死亡（同項第7号）により解散する場合に限り、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができることとされた（法第30条の23）。

弁護士法人が継続したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において継続の登記をしなければならないこととされた（組登令第26条第6項）。この場合において、主たる事務所の所在地における継続の登記の申請書には、死亡した社員の相続人の同意があったことを証する書面を添付しなければならないこととされた（同条第7項）。

4 設立又は合併を無効とする判決の登記

弁護士法人の設立又は合併の無効は、訴えをもってのみ主張することができることとされた（法第30条の27第7項、商法第136条第1項、法第30条の27第6項、商法第104条第1項）。

弁護士法人の設立又は合併を無効とする判決が確定したときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その旨を登記しなければならないこととされた（組登令第13条本文、別表二）。

なお、この登記は、裁判所の嘱託によってする（組登令第15条前段）。